

「2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」

2023年4月1日から企業規模を問わず、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%となります。

割増賃金率の引上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

また36協定を結んでおり、かつ特別条項により「月45時間・年360時間」を超える時間外労働の条項を結んでいる会社は、就業規則に合わせて36協定に記載する割増賃金率を見直す必要がありますので注意してください。詳しくは三重県働き方改革推進支援センターへお問い合わせください。必要に応じて専門家派遣などの制度を活用し、働き方改革の推進を支援しておりますのでお気軽にお問い合わせください。

●制度の概要

◆改正のポイント
中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% (2010年4月から適用)
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

●お問合せ先

三重県働き方改革推進支援センター

TEL : 059-271-5668 フリーダイヤル : 0120-111-417 FAX : 059-271-6654

Mail : mie@task-work.com

●参考資料

- ・三重県労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/warimashichinginritsu-hikiage.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/warimashichinginritsu-hikiage.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/warimashichinginritsu-hikiage.html)

- ・チラシ

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/001285512.pdf>